

オール配置二度目の要望書

発行：日本置き薬協会 事務局

本紙1月号において、昨年12月11日に厚生労働省医薬食品局総務課により配置販売業関連4団体の代表が参集され、新薬事法改訂の事前説明がされたことを伝えた。質疑応答、意見交換の折、担当官は4団体が存在するにせよ、お互いに協議を重ねて配置業界の方向性を示すよう期待する旨を述べられた。これに則り、全国配置薬業協会配置部会長柳瀬 昭氏と日本配置販売業協会右近 保氏は、連名で下記要望書を同省同局の今別府敏雄氏に1月30日に提出した。

要望書

配置販売業界として、次の3点について要望いたしたく、よろしくお願い申し上げます。

1. 新配置販売業と、既存配置販売業の並存で、安定的に業の継続ができるようにして戴きたいこと。
2. 既存配置販売業は、現在、薬事法附則において業の継続が認められているが、これらの販売業に従事する者が引き続き配置販売業務に従事できるよう、登録販売者制度の下での新たな資格制度（仮称配置販売業者向け登録販売者制度）を樹立し、薬事法本則上の資格を付与していただきたいこと。
3. 既存配置販売業の新配置販売業へ移行しやすい環境も検討していただきたいこと。

本要望書は、日本配置販売業協会が配置業団体の窓口役として他団体に促し、全国配置薬協会配置部会が了承して提出の運びとなった。日本置き薬協会、全国配置薬協議会連合会へは、厚労省提出日前日に送付されたため、4団体の名称を掲げての配置業界総意にはならなかった。しかしながら、連ねられなかった2団体も、既存配置販売業者の位置付けがさらに明確となる制度の実現を目指しており、異論はないところである。

なお、遡る事3年前の2011年5月16日、配置販売業3団体により厚生労働省へ要望書が提出されている。以下、主文のみを抜粋し掲載する。（全文は当協会ホームページのニュースリリース45号に掲載）

1. 既存配置販売業における登録販売者試験受験の要件である実務経験に対する経過措置の延長を要望します。
2. 既存配置販売業者における確実な研修実施の指導強化を要望します。
3. 新配置販売業における専門家の情報提供および相談応需並びに体制について明確化を要望します。
4. 配置販売業者に対して、登録販売者制度の下、配置販売業向けの登録販売者資格制度「配置登録販売者（仮称）」を構築して頂きたい。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協